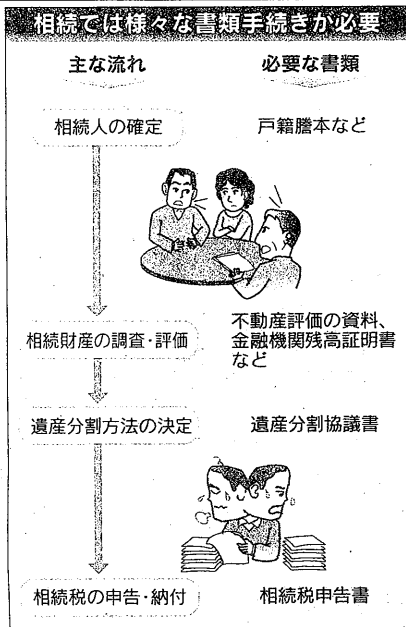


相続手続き 割安に

都市部の税理士法人が相続税手続きの料金引き下げに動いている。2015年からの相続増税で、地価の高い東京や大阪など都市部では課税や申告の対象者が広がり、税理士への手続き依頼が急増する見通し。だが、費用がわからず二の足を踏む人も多い。各法人は財産評価や納税手続きをセットにした割安プランを設け、顧客取り込みを狙う。基本料金は30万円前後が主流になりつつある。

横浜を中心に個人の税務処理を手掛ける「ランドマーク税理士法人(横浜)」は、故人の財産が700万円以下の場合、基本料金を30万円に抑えた相続手続きプランを提示し始めた。相続財産の評価と遺産分割協議書の作成、納税申告がセットになっている。税理士の相続手続きの料金は、一般に相続財産額が0.5~1%、財産が700万円なら70万円程度かかることがあるが、水準を大幅に引き下げた。相続に関する相談にも無料で応じており「依頼者は納税が必要か判断してから契約すればよい」(同法人)という。土地評価額の減額手続きをしないと、課税される人向けのプランも広がっている。



来年の増税で税理士法人 料金30万円前後 主流

東京の税理士法人レガシー(東京・千代田)は、納税額ゼロになる人を対象に手続き全般を30万円前後で請け負うプランを提供する。税理士法人チェスター(東京・千代田)は同様のプランを、現行の

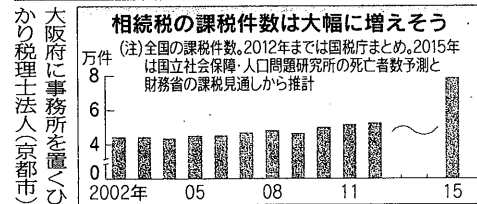
相続税の課税強化がかわらない基礎控除を引いた額に對してかかる。基礎控除は現在「500万円+法定相続人1人当たり100万円」だが、2015年1月からは「300万円+法定相続人1人当たり600万円」に縮小される。相続人が3人だと基礎控除額は3200万円減ることになる。

課税財産額に応じた税率も引き上げられる。最高税率は現在の50%(課税財産額3億円超の場合)から55%(同6億円超)になる。税率の段階も6段階から8段階に変更され、課税財産2億円超から3億円以下の税率が5%引き上げられる。

相続税の基礎控除は4割縮小される

現行	改正後(2015年~)
5000万円	3000万円
1000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数

具体例	現行	改正後
相続人の数		
3人	8000万円	4800万円
2人	7000万円	4200万円



も30万円からの「納税ゼロプラン」を提供している。来年から、相続財産のうち税がかからない基礎控除の部分が4割縮小される。そのため地価の高い都市部で不動産を受け継ぐ人を中心に「相続税がかかったり、申告が必要になったりするケースが急増する」(藤間秋男・TOMAコンサルティンググループ理事長)。相続税の課税比率(死亡者に対する課税件数の割合)が多い。だが、料金は事務所で異なり、サービス内容も一般に分かりづらいとの声があった。税理士の間では、料金引き下げの動きは今後も続くとの見方が多い。

3月7日現在